

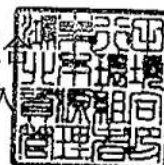


資料-3

鴻環資組計第106号
平成30年3月18日

鴻巣行田北本環境資源組合
新ごみ処理施設事業者選定委員会
委員長 様

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 原口和久



新ごみ処理施設の整備及び運営事業者の選定について（諮問）

鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会条例（平成29年7月31日条例第4号）第2条の規定により、下記の件について、貴委員会の意見を求めます。

記

新ごみ処理施設の整備及び運営事業者の選定について

諮問理由

新ごみ処理施設の整備運営事業者の選定について

本組合では、鴻巣市、行田市、北本市の3市における一般廃棄物の処理について、域内住民の衛生的かつ快適な生活環境を堅持し、安定したごみ処理サービスを提供するため、平成29年2月に「鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画」を策定し、施設整備に係る基本方針として、「市民にとって安心・安全で、安定した施設」、「エネルギーや資源の有効活用に優れた施設」、「環境に配慮した施設」、「災害対応に優れた施設」及び「経済性に優れた施設」を定め、ごみ処理施設整備事業を推進しております。

つきましては、これまでの事業成果を踏まえ、新ごみ処理施設の整備運営事業者選定に際し、安全性、安定性、資源の有効活用、周辺環境への配慮、災害対応性及び経済性等の観点から、総合的にご審議を賜りたく、貴委員会の意見を求めるものです。